

住宅用火災警報器の設置期限は平成23年5月31日です。

作者： 安東 孝之助

2011年 4月 08日(金曜日) 15:26 - 最終更新 2011年 5月 15日(日曜日) 16:30

---

こんにちは消防設備保守管理人です。本日はブログタイトルの件、お伝えしたく思います。住宅用火災警報器の設置は消防法により義務づけられています。住宅用火災警報器は火災から大切な命を守るのに有効なのです。国民の命を守る為、消防法の一部が改正され各市町村条例により一半住宅にも住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅は平成18年6月1日から既存住宅は遅くとも平成23年5月31日までを期限としています。既にアメリカやイギリスでは住宅用火災警報器の設置が義務付けられておりこれらの国では住宅火災による死者が半減したという実績があります。ようやく日本においても設置が義務になりその効果が期待されるところです。弊社では共同住宅から一般住宅まで販売設置を行っています。国家資格の消防設備士が設置基準に基づき個数を確認し設置いたします。ネットショッピング等での販売ではできない安心と安全を提供します。詳しくはお問い合わせお待ちしております。～それでは弊社WEBのご案内です～<http://www.akb-w.com/>